

福岡県公報

令和 6 年 12 月 27 日
第 560 号

目 次

告 示 (第829号 - 第844号)

○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日	(税 務 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○福岡県資源管理方針の変更	(水産振興課)	4
○令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表	(水産振興課)	6
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公 告		
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	15

○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催
（警察本部生活保安課）……………16

告 示

福岡県告示第829号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長（令和6年1月福岡県告示第50号の2）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るものについては、その納期限等が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 名	地 域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

福岡県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前		後	
久留米	県 道	三 潯 上 陽 線	前	久留米市三潯町西牟田6174番2先から 久留米市三潯町西牟田6141番17先まで	9.0 ～ 34.8	179.6
			後	久留米市三潯町西牟田6174番2先から 久留米市三潯町西牟田6141番17先まで	9.0 ～ 34.8	

福岡県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	三 潯 上 陽 線	久留米市三潯町西牟田6174番2先から 久留米市三潯町西牟田6170番10先まで

福岡県告示第832号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対 象 手 続
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第4条第1項	令和7年1月1日	貸金業の新規登録申請
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第5条	令和7年1月1日	貸金業の登録更新申請
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第8条第1項	令和7年1月1日	貸金業の変更の届出
福岡県貸金業法施行細則（昭和58年福岡県規則第38号）	第5条	令和7年1月1日	貸金業登録簿の閲覧申込

貸金業法（昭和58年法律第32号）	第10条第1項	令和7年1月1日	貸金業の廃業等の届出
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第1号	令和7年1月1日	貸金業開始（休止、再開）届出
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第2号	令和7年1月1日	指定信用情報機関との信用情報提供契約に関する届出
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第3号	令和7年1月1日	財産的基礎に関する届出
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	貸金業法第6条第1項第1号等該当の届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第1号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	法定代理人等の貸金業法第6条第1項第1号等該当の届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第2号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	債権譲渡に関する届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第3号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	役員等の法令に違反する行為等に係る届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第4号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	貸金業特定保証業者との保証契約に係る届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第5号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	第三者への貸金業の業務委託等の届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第6号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	貸金業協会加入又は脱退の届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25第1項第7号		
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の2第4号	令和7年1月1日	非営利特例対象法人である貸金業者に係る届出
貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）	第26条の25の2		

貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の9	令和7年1月1日	貸金業の事業報告
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の10第1項	令和7年1月1日	貸金業の業務報告
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の12第3項	令和7年1月1日	貸金業協会未加入業者の社内規則作成等の承認申請
貸金業法（昭和58年法律第32号）	第24条の6の12第4項	令和7年1月1日	貸金業協会未加入業者の社内規則の変更又は廃止承認申請
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）	第9条	令和7年1月10日	特定優良賃貸住宅認定事業者の地位の承継の申請

福岡県告示第833号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市須川字三反田174の8
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三反田174の8（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第834号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市須川字合ノ坂101
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字合ノ坂101（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第835号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字花立3179の2、3183の3、3185の1、3188の1、3193、3194
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立3179の2・3183の3・3185の1・3188の1・3193・3194（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第836号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8を次のように改める。

- 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針
特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産

資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙1-7第2及び第3中「福岡県かたくちいわし知事管理区分」を「福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分」に改め、同別紙第4に次のように加える。

また、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

別紙1-8の次に次のように加える。

（別紙1-9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな

い管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-10）

第1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まだい知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだい日本海西部・東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだい日本海西部・東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙2-1を次のように改める。

（別紙2-1）

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

なし

別紙2-2を別紙3-1とし、別紙2-3を別紙3-2とし、別紙2-4を削り、別紙2-5を別紙3-3とし、別紙2-6を別紙3-4とし、別紙2-7を別紙3-5とし、別紙2-8を別紙3-6とし、別紙2-9を別紙3-7とし、別紙2-10を別紙3-8とし、別紙2-11を別紙3-9とし、別紙2-12を別紙3-10とし、別紙2-13を別紙3-11とする。

福岡県告示第837号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分量
まあじ	現行水準	福岡県まあじ知事管理区分	現行水準
まいわし 対馬暖流系群	現行水準	福岡県まいわし知事管理区分	現行水準
かたくちいわし 対馬暖流系	50,000トンの内数	福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分	50,000トンの内数
うるめいわし 対馬暖流系群	46,000トンの内数	福岡県うるめいわし知事管理区分	46,000トンの内数
かたくちいわし 瀬戸内海系群	48,000トンの内数	福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分	48,000トンの内数
まだい日本海西部 ・東シナ海系群	5,900トンの内数	福岡県まだい知事管理区分	5,900トンの内数

福岡県告示第838号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡築上町大字寒田35の4・35の8・2009の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由
道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田35の4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第839号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所
飯塚市高倉字大山3の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第841号

次に掲げる病院は、令和6年12月20日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号

福岡県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	湯ノ原川線	前	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1577番2先まで	5.1 ～ 11.9	253.5
			前	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1577番2先まで	7.0 ～ 11.9	254.3
			後	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1577番2先まで	5.1 ～ 10.6	253.5

福岡県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区 間
久留米	湯ノ原川線	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1577番2先まで

福岡県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和6年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区 間
那珂	385号	那珂川市大字山田1156番1先から 那珂川市西隈四丁目346番8先まで

公 告**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（河川定期縦横断測量、河川深淺測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市佐賀江川	令和6年12月2日から 令和7年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量1点）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区折尾一丁目	令和6年10月23日から 令和7年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡須恵町大字佐谷地内	令和6年11月25日から 令和7年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
吉富町、上毛町（山国川周辺）	令和6年12月11日から 令和7年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量（3点））
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区響町一丁目	令和6年11月18日から 令和7年1月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量（1点））
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区医生ヶ丘	令和6年11月12日から 令和7年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量（3点））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区京良城町ほか	令和6年10月28日から 令和7年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級及び3級、4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町大字上別府、虫生津	令和6年12月9日から 令和7年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市高田	令和6年12月9日から 令和6年12月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町大字安武	令和6年11月25日から 令和7年3月21日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
窓口用端末賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日
令和6年12月12日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社
 - 住所
東京都品川区西五反田三丁目6番30号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
51,519,600円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年11月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県朝倉郡筑前町畑嶋	令和6年11月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）

- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県八女郡広川町新代～ 福岡県八女市立花町下辺春	令和6年11月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類

公共測量（基準点測量）

- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町彩り台・大字津波黒	令和6年11月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザー測深測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県久留米市、小郡市	令和6年12月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県久留米市、朝倉市、うきは市、小郡市、三井郡大刀洗町	令和6年12月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザー測深測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県うきは市	令和6年9月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県うきは市	令和6年11月29日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市高雄一丁目3787番5、3788番5、3788番7及び3789番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区原田一丁目41番1号
社会福祉法人宗恵会
理事長 山下 裕香

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和6年12月4日小郡市告示第188号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	令和6年12月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字久保地743番1から743番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県荒尾市万田1597番地2
株式会社アーバンライク
代表取締役 吉野 悟

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字内畑657番7、657番8、669番4及び669番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市稲吉1332番地1 ハイコンプリートV201号
佐藤 紘次、佐藤 直子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字東前牟田539番1及び539番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市松崎479番地2
柳 順子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字東前牟田539番5及び539番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1120番地1
サンシャインマキ株式会社
代表取締役 榎 美穂子

公安委員会

福岡県公安委員会告示第310号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和7年2月27日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第311号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年2月11日（火） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
令和7年2月18日（火） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷一丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和7年2月24日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に

受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第312号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年12月27日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年3月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年3月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年3月27日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年3月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第313号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年12月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年2月16日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。